

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 補償及び福祉施設（第五条―第十六条）
- 第三章 審査（第十七条・第十八条）
- 第四章 雑則（第十九条―第二十三条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十号）第六十九条及び第七十条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、

◇ 条 例

目 次

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
- 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県職員公務災害補償に関する条例を廃止する条例

非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第一条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の適用を受ける者

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく船員保険の被保険者（同法第二十条の規定による被保険者を除く。）

三 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の適用を受ける者

2 この条例で「実施機関」とは、次条の規定により補償の実施の責めを負う機関をいう。

3 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 議会の議員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の月額の三十分の一に相当する額（当該額に一円未満の端数が生じたときはこれを一円に切り上げた額）

二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事が定める額

三 報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が著しく低額又は高額である場合は、実施機関が知事と協議して定める額）

四 前各号に掲げる者以外の職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が知事と協議して定める額
（実施機関）

第三条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

一 議会の議員 議長

二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事

三 その他の職員 任命権者

2 実施機関は、職員について公務に基づく認定される災害が発生した場合には、その災害が公務上のものであるかどうかを認定し、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務上のものであるかどうかの認定をしようとするときは、知事を経由して鳥取県公務災害補償認定委員会の意見をきかなければならない。
（認定委員会）

第四条 職員の公務災害の認定に關し必要な事項を審議するため、鳥取県公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 認定委員会は、委員五人以内をもつて組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、鳥取県公務災害補償審査会の委員と兼ねることができない。

7 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

9 第一項から前項までに定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第二章 補償及び福祉施設

(補償の種類)

第五条 実施機関が行なう補償の種類は、次に掲げるものとする。

一 療養補償

二 休業補償

三 障害補償

イ 障害補償年金

ロ 障害補償一時金

四 遺族補償

イ 遺族補償年金

ロ 遺族補償一時金

五 葬祭補償

(療養補償)

第六条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。

(休業補償)

第七条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得

ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第八条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき、別表に定める程度の身体障害が存する場合には、同表に定める第一級から第七級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償及び障害補償の制限)

第九条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷、疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から三年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償又は障害補償の金額からその金額の百分の三十に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合一回につき十日間（十日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日まで）の間）についての休業補償を行なわなないことができる。

(遺族補償)

第十條 職員が公務上死亡した場合においては、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第十一條 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。))以外の者にあつては、職員の死亡の當時の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳未満であること。

三 兄弟姉妹については、十八歳未満若しくは五十五歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表の第七級以上の等級の身体障害に該当する廢疾の状態又は軽易な勞務以外の勞務に服することができない程度の心身の故障による廢疾の状態にあること。

2 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 補償基礎額に三百六十五を乗じて得た額(次号において「補償基礎額の年額」という。))の百分の二十五に相当する額

二 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき補償基礎額の年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が補償基礎額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、補償基礎額の年額の百分の二十五に相当する額

第十二條 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。))となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき(職員の死亡の時から引き続き第十一條第一項第四号の廢疾の状態にあるときを除く。))。

六 第十一條第一項第四号の廢疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき(夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十

八未満であるか又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

(遺族補償一時金)

第十三条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していたもの

四 二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族補償一時金の額は、第一項第一号の場合にあつては、補償基礎額の四百倍に相当する金額、同項第二号の場合にあつては、補償基礎額の四百倍に相当する金額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(葬祭補償)

第十四条 職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、補償基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)

第十五条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法第三章(第二十四条、第四十五条及び第四十六条を除く。)の規定の例による。

(福祉施設)

第十六条 実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に関して必要な次の施設をするよう努めなければならない。

一 外科後処置に関する施設

二 休養又は療養に関する施設

三 リハビリテーションに関する施設

四 義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設

五 その他必要と認める施設

第三章 審査

(審査)

第十七条 実施機関が行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、鳥取県公務災害補償審査会に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、鳥取県公務災害補償審査会は、すみやかにこれを審査して裁定を行ない、これを知事、本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第十八条 実施機関が行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立てを審査するため、鳥取県公務災害補償審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員三人以内をもつて組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

8 第一項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(報告、出頭等)

第十九条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。
(一時差止め)

第二十条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第二十一条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間の計算に関する規定を準用する。

(規則への委任)

第二十二条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十三条 第十九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、一万円以下の罰金に処する。

・ 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十二月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

第二条 適用日前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(適用日前の公務上の負傷又は疾病により適用日後に廃疾となり、又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第三条 適用日から五年以内に、職員が公務上死亡した場合において、当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だつて申し出たときは、補償基礎額の四百倍に相当する額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、次の各号に掲げる額の合計額が当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

一 一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額

二 一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に一未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額

3 第一項の一時金は、この条例の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

第四条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第十三条第四項の規定にかかわらず補償基礎額の四百倍に相当する額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

一 第十三条第二項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）
百分の百

二 第十三条第二項第三号に該当する者のうち、職員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は第十一条第一項第四号に定める廢疾の状態にある三親等内の親族 百分の百七十五

三 第十三条第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる者 百分の二百

五十

(他の法令による給付との調整)

第五条 障害補償年金又は遺族補償年金の額は、これらの補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の各号に定める年金が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年額から、当該年金の年額にそれぞれ次の各号に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

一 船員保険法又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害年金又は遺族年金 二分の一

二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害年金（障害福祉年金を除く。）、母子年金（母子福祉年金を除く。）、準母子年金（準母子福祉年金を除く。）、遺児年金又は寡婦年金 三分の一

別表

種 別	等 級	倍 数
障 害 補 償 年 金	第 一 級	二四〇
	第 二 級	一一三
	第 三 級	一八八
	第 四 級	一六四
	第 五 級	一四二
	第 六 級	一二〇
	第 七 級	一〇〇
	第 八 級	四五〇
	第 九 級	三五〇

障害補償一時金

第十一級	二七〇
第十二級	二〇〇
第十三級	一四〇
第十四級	九〇
	五〇

備考 この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては、地方公務員災害補償法の別表の例による。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第一条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「若しくは」を「又は」に改め、「又は奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令(昭和三十年政令第二百九十八号)第二条の二」を削る。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部改正)

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「鳥取県条例第三十号」の下に「。以下次条第一項において「条例第三十号」という。」を加え、「遺族年金」を「遺族年金(以下次条第一項において「減額遺族年金」という。)」で「改め、附則に次の一条を加える。

(老齢者に支給する退職年金又は遺族年金の年額についての特例)

第五条 前条第一項の規定は、七十歳以上である者に支給する退職年金(条例第三十号附則第十條第一項第三号の規定によりその年額が計算されたものに限る。)又は減額遺族年金(妻又は子に支給するものを除く。)の昭和四十二年十月分以降の年額について準用する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは、「昭和四十二年九月三十日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十月一日から適用する。

(除算されていた琉球政府等の職員であつた期間の算入に伴う経過措置)

第二条 この条例による改正前の条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十七年十一月三十日までの間に退職した職員又はその遺族で昭和四十二年九月三十日において現に奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令等の一部を改正する政令(昭和四十二年政令第三百十八号。以下「政令第三百十八号」という。)による改正前の奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令(昭和三十年政令第二百九十八号。以下「特別措置に関する政令」という。)

第二条の二及びこの条例による改正前の条例第五条第一項の規定の適用を受けて計算された在職期間を基礎とする年額の退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、昭和四十二年十月分から、その年額を政令第三百十八号による改正後の特別措置に関する政令第二条の二及びこの条例による改正後の条例第五条第一項の規定を適用して計算した在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の年額に改定する。

(新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に係る経過措置)

第三条 前条の規定は、同条に規定する職員又はその遺族で昭和四十二年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについて、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号。以下「法律第八十三号」という。)

による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号。以下「法律第一百五十五号」という。)

号」という。)

附則第二十四条の九及びこの条例による改正後の条例の規定を適用することによつて当該退職年金又は遺族年金の額に変動を生ずることとなるときについて準用する。

(琉球諸島民政政府職員期間の算入に伴う経過措置)

第四条 第二条に規定する職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき法律第八十三号による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号。以下「特別措置に関する法律」という。)

第十条の二及びこの条例による改正後の条例第五条第一項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十二年十月一日から退職年金を受ける権利又は遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得する。

2 前項の規定は、法律第一百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和四十二年十月から始めるものとする。ただし、職員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)

に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該退職年金又はこれに基づく遺族年金の支給は、行なわれないものとする。

4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた

者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額（その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときはその合算額とし、すでに国庫又は地方公共団体（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による廃止前の町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）第二条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合）に返還された額があるときはその額を控除した額とする。）の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額を、それぞれその年額から控除した額とする。

5 第一項に規定する職員であつた者又はその遺族で昭和四十二年九月三十日において現に法律第八十三号による改正後の特別措置に関する法律第十条の二及びこの条例による改正後の条例第五条第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする、退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年十月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する

条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ六第一項中「第四条第一項」の下に「若ハ第十条の二」を加え、「及奄美群島ノ区域ニ於テ琉球政府等ノ職員トシテ在職シタル年数ヲ県吏員等トシテノ在職年ニ加ヘタルモノガ十七年ヲ超ユルコトナル場合ニ於ケル其ノ超ユル年月数」を削り、同条第二項を次のように改める。

前条第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ準用ス此ノ場合ニ於テ「救護員」トアルハ「琉球政府等ノ職員」ト「最短恩給年限ニ達シタル者又ハ普通恩給若ハ他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定ニ依ル退職年金ヲ受クル権利ヲ有スル者」トアルハ「最短恩給年限ニ達シタル者」

ト「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号以下「法律第百五十五号」ト謂フ）附則第四十一条の二」トアルハ「特別措置ニ関スル政令第二条の二」ト「第三条の三第二項第三号」トアルハ「第三条の三第二項第四号」ト「第七条の二第一項第三号」トアルハ「第七条の二第一項第四号」ト「在職年月数（法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項但書ノ規定若ハ之ニ相当スル他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定又ハ地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第五十三条の七第一項但書ノ規定ニ依リ除カレタル在職年月数ヲ含ム）」トアルハ「在職年月数」ト読替ヘル

第二十五条ノ六第三項中「第二項」を「前二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 昭和四十二年九月三十日において現にこの条例による改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十五条ノ六の規定の適用を受けて計算された在職年月数を基礎とする年額の退職年金又は遺族年金の支給を受けている者については、昭和四十二年十月分以降、その年額をこの条例による改正後の条例第二十五条ノ六の規定を適用して計算したる在職年月数を基礎とする退職年金又は遺族年金の年額に改定する。

第三条 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金又は遺族年金の昭和四十二年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の三中「生命保険料控除額」の下に「障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え、「第六項」を「第五項」

に改める。

第三十三条の二第一項中「規定による申告書の提出があつた場合においては」を「規定の適用がある場合には」に改める。

第三十三条の三第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十三条の五第二項中「記載された事項」の下に「(自治省令で定める事項を除く。)」を加え、「第一項各号に掲げる事項に相当するものは」を「第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は」に改め、同条に次の一項を加える。

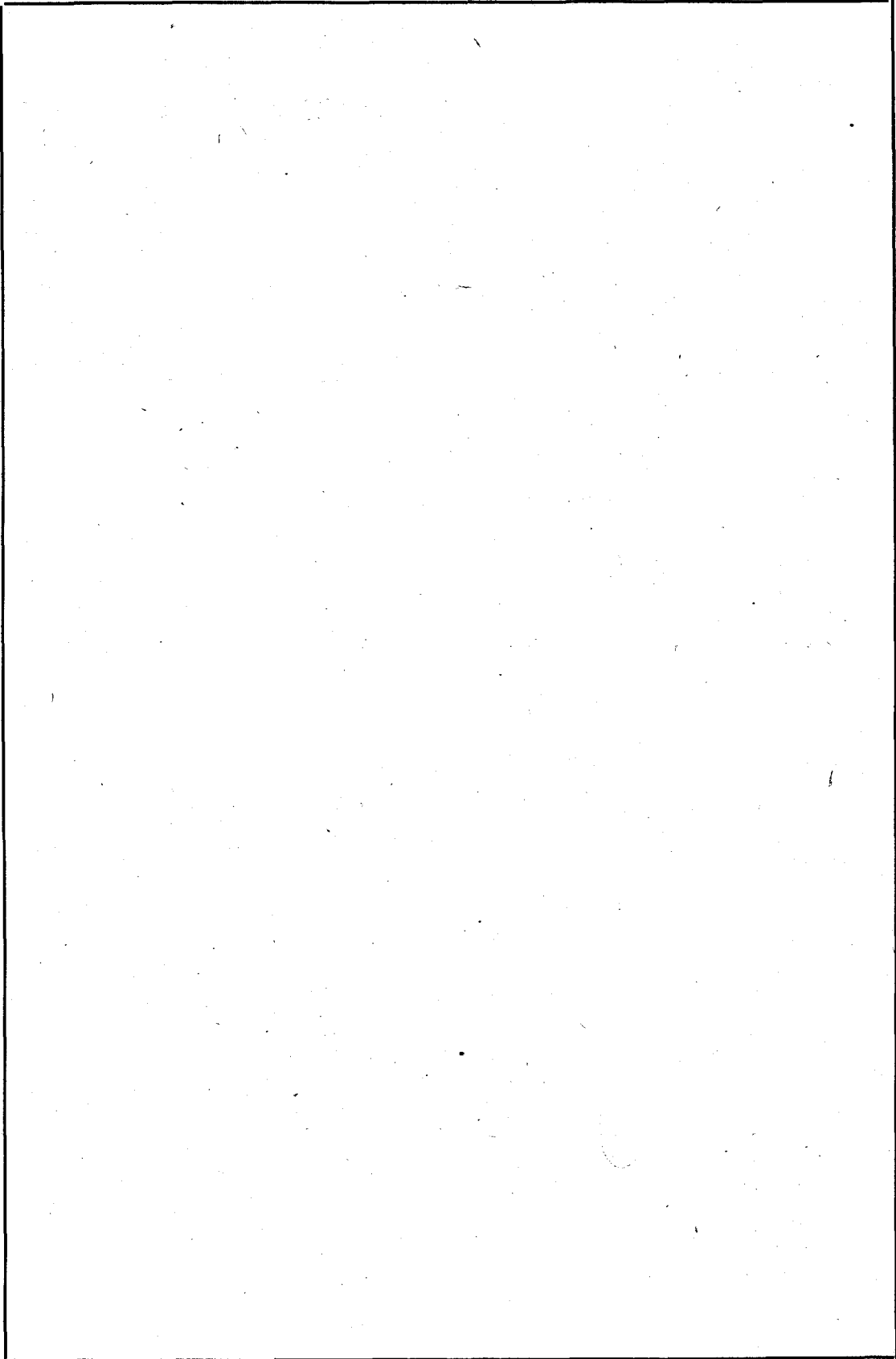
3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、県民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

第五十八条中「事業税の納税義務者」の下に「で、法第七十二条の十七第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第七十二条の十八第一項の規定による控除額をこえるもの」を加え、「本項中」を「本項及び次項において」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二条の十七第三項、第四項又は第七項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、自治省令で定めるところにより、知事に申告することができる。

第五十八条の二第二項中「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、自治省令で定めるところにより、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。



(表 面)

第一号様式を第一号様式その一とし、同様式の次に次の二様式を加える。
第一号様式その二

領収済通知書 (正本) ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所
第 号	(納人) 住所			
年度	氏名			
(款)	(項)	(目)	期	
県 税	普通税			
税 額	十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
上記のとおり領収しましたので通知します。				
取りま とめ指 定金融 機関 等又は 郵便局 の領収 日付印	指定金 融機関 等又は 郵便局 の領収 日付印			

納 付 書 ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所
第 号	(納人) 住所			
年度	氏名			
(款)	(項)	(目)	期	
県 税	普通税			
税 額	十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
払い込むべき場所 銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局				
日 計				受付(領収)日付印
千 百 十 万 千 百 十 円				
口				

指定金融機関等又は郵便局の領収日付印

備考 指定金融機関等又は郵便局の領収日付印

- 備考 1 県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関に納付するときは、領収済通知書(副本)を除くこと。
2 この様式は、個人事業税、不動産取得税、娯楽施設利用税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、鉾区税、県が課する固定資産税並びに狩猟免許税及び入猟税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)について使用すること。

鳥取県

(裏 面)

領収済通知書 (副本) ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所
第号	(納人) 住所			
年度	氏名			
(款) 県 税	(項) 普通税	(目)	期	
税 額	十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
上記のとおり領収しましたので通知します。				

領 収 証 書 ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所
第号	(納人) 住所			
年度	氏名			
(款) 県 税	(項) 普通税	(目)	期	
税 額	十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
上記のとおり領収しました。				

裏面付

第一号様式その三

領 収 証 書 ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所
年度				
(納人) 殿				
(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	期	
税 額	百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
上記のとおり領収しました。				
指定金 融機関 等又は 郵便局 の領収 日付印				

領収済通知書 (正本) ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所
年度		第 号		
(納人) 殿				
(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	期	
税 額	百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
上記のとおり領収しましたので通知します。				
取りま とめ指 定金融 機関名 又は取 りまと め郵便 局名	指定金 融機関 等又は 郵便局 の領収 日付印			

領収済通知書 (副本) ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所
年度				
(納人) 殿				
(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	期	
税 額	百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
上記のとおり領収しましたので通知します。				
備 考	指定金 融機関 等又は 郵便局 の領収 日付印			

納 付 書 ㊦

県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所
年度				
(納人) 殿				
(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	期	
税 額	百 十 万 千 百 十 円			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
払い込むべき場所 銀行 店又は 近くの 銀行 店 若しくは郵便局				
日 計 千 百 十 万 千 百 十 円				受付 (領収) 日付印
口				

備考 県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関に納付するときは、領収済通知書(副本)を除くこと。

東田 存白

(裏 面)

お 知 ら せ

1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができません。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

(表 面)

事業税(個人)納税通知書

県 税	口座 番 号	松江公	番	加 入 者	県税事務所
第 号	住 所 (納人)	氏 名			
年 度					
課 税 客 体	課 税 標 準 額	税 率	税 額		
期 別	納 期	限	税 額		
第 1 期	年 月 日	十 万 千 百 十 円			
第 2 期	年 月 日				
随 時	年 月 日				
納 付 場 所	銀 行	店 又 は 近 く の	銀 行		
		店 若 し く は 郵 便 局			

上記のとおり納めてください。

1 この県税は、地方税法第72条、鳥取県税条例第46条の規定により賦課されたものです。

2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に應じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円につき1日4銭(当日2銭)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日 鳥取県知事 氏 名 関

第三号様式その一から第三号様式その五までを次のように改め、第三号様式その六を削る。第三号様式その一

(裏面)

- お知らせ
- 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができま
す。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してくだ
さい。
 - 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督
促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税
金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることにな
ります。

(表 面)

税 納 税 通 知 書

県 税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所
第 号	(納入) 住 所			
年 度	氏 名			
課 税 客 体	課 税 標 準 額	税 率		
期 別	納 期 限	税 額		
年 月 日	年 月 日	十 千 百 十 円		
年 月 日	年 月 日	十 千 百 十 円		
納 付 場 所	銀 行	店又は近くの 店若しくは郵便局	銀 行	

上記のとおり納めてください。

- この県税は、地方税法第 条、鳥取県税条例第 条の規定によ
り賦課されたものです。
- 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納
の日までの日数に應じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未
滿の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円について1日4銭(当
該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1
日2銭)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日 鳥取県知事 氏 名 印

備考 この納税通知書は、不動産取得税、農業施設利用税(普通徴収の
方法により徴収する場合に限る。)、航空税並びに府県免許税及び
入籍税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)について使
用すること。

(裏面)

お知らせ

1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができま
す。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してくだ
さい。

2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督
促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税
金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることにな
ります。

(表面)

県が課する固定資産税納税通知書

県税	口座番号	松江公	番	加入者	県税事務所
第 号	(納人) 住所				
年度	氏名				
課税客体	課税標準額	税	率		
期 別	納 期 限	税	額		
第 1 期	年 月 日	千 百 十 万 千 百 十 円			
第 2 期	年 月 日				
第 3 期	年 月 日				
第 4 期	年 月 日				
納 付 場 所	銀行	店又は近くの	銀行		
		店若しくは郵便局			

上記のとおり納めてください。

1 この県税は、地方税法第740条、鳥取県条例第129条の規定に
より賦課されたものです。

2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納
の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未
滿の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円について1日4銭(当
該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1
日2銭)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 関

(裏 面)

- お 知 ら せ
- 1 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて（4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が9月30日又は3月31日に当該所有者の変更があつたものとみなして）自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
 - 2 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
 - 3 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

(表 面)

自動車税納税通知書

県 税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所
-----	----------	-------	-----	-------

年 度

(納入)

股

課税客 体	課 税 標 準	税 率	税 額
-------	---------	-----	-----

期 別	納 期 限	税 額
-----	-------	-----

第 1 期	年 月 日	円 十 万 千 百 十 円
第 2 期	年 月 日	円 十 万 千 百 十 円

納 付 場 所	銀行 店又は近くの 銀行
	店若しくは郵便局

- 上記のとおり納めてください。
- 1 この自動車税は、地方税法第145条、鳥取県税条例第109条の規定による自動車の所有者に課せられたものです。なお、所有権留保付売買の対象となつた自動車については、買主も売主とともに納税義務があります。
 - 2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じて、税額2,000円以上であるとき（1,000円未満の端数は切り捨て。）は、当該税額100円について1日4銭（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭）の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

鳥取県知事 氏 名 関

(裏面)

お知らせ

- 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて(4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が9月30日又は3月31日に当該所有者の変更があつたものとみなして)自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
- 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができません。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 納期限までに税金を完納しなされたため、督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

(表 面)

自動車税納税通知書

県 税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所
-----	----------	----------	-----	-------

年 度	
-----	--

(納入)

股

課税客 体	課 税 標 準	税 率	税 額
-------	---------	-----	-----

期 別	納 期 限	税 額
-----	-------	-----

随 時	年 月 日	千 円	十 円	十 円
-----	-------	-----	-----	-----

納 付 場 所	銀行	店又は近くの 店若しくは郵便局	銀行
---------	----	--------------------	----

上記のとおり納めてください。

- この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県税条例第109条及び第115条の4の規定によつて自動車の所有者に課せられたものである。なお、所有権留保付売買の対象となすは、買主も、売主とともに納税義務がある。この県税については、鳥取県税条例第2条第2項の規定に基づき、この納税通知書を送した日の翌日から1,000円未満の日切り捨てる。)は、当該税額100円について1日4銭(この日の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間)又はその日の翌日から計算した額の延滞金を徴収します。

鳥取県知事 氏 名 関

備考 この自動車税納税通知書は、鳥取県税条例第115条の4の規定により自動車税を徴収する場合に使用すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十三年一月一日から施行する。ただし、第一号様式及び第三号様式の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の県民税から適用し、昭和四十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十二年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

4 新条例第一号様式及び第三号様式は、昭和四十三年度分の県税から適用し、昭和四十二年分までの県税については、なお従前の例による。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の三の表の更生資金の項及び身体障害者更生資金の項中「一五、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「二〇〇、〇〇〇円」を「三〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の療養資金の項中

〇〇〇円」に改め、

すえ置期間経過後五年以内

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取農業改良普及所	鳥 取 市	鳥取市、国府町、岩美町及び福部村

八頭農業改良普及所	八頭郡那家町	那家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、智頭町及び佐治村
気高農業改良普及所	気高郡気高町	気高町、鹿野町及び青谷町
倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、羽合町、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町及び泊村
東伯農業改良普及所	東伯郡東伯町	東伯町及び赤碕町
西伯農業改良普及所	西伯郡大山町	淀江町、大山町、名和町及び中山町
米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、伯仙町及び日吉津村
日野農業改良普及所	日野郡日野町	日南町、日野町、江府町及び溝口町

附 則

この条例は、昭和四十三年一月十六日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（療養補償を除く。）は」を「（第二十三条において

「補償」という。）は、療養補償を除き」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第三項中「二十円を」を「三十三円を」に、「満十八歳」を「十八歳」に、「満六十歳」を「六十歳」に改める。

第五条中「行い」を「行ない」に、「行う」を「行なう」に改める。

第六条第二項及び第七条中「行う」を「行なう」に改める。

第八条第一項中「第三級」を「第七級」に、「第一種障害補償」を「傷害補償年金」に、「第四級」を「第八級」に、「第二種障害補償」を「傷害補償一時金」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第四項中「前項」を「前項第一号」に、「同項」を「同号」に、「第三級」を「第七級」に改め、同条第五項中「第三級」を「第七級」に、「第一種障害補償の金額」を「障害補償年金の額」に、「第四級」を「第八級」に、「第二種障害補償の金額」を「障害補償一時金の額」に、「十三」を「二十五」に改め、同条第六項中「第一種障害補償」を「障害補償年金」に改める。

第十条を削り、第九条中「補償基礎額の千倍に相当する金額」を「遺族補償年金又は遺族補償一時金」に、「行う」を「行なう」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（休業補償及び障害補償の制限）

第九条 学校医等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、又は正傷、疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、休業補償又は障害補償の全部又は一部を行なわないうことができる。

第十一条を次のように改める。

(遺族補償年金)

第十一条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、学校医等の配偶者

(婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及

び兄弟姉妹であつて、学校医等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実

上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、学校医等の死亡の当時から各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、五十五歳

以上であること。

二 子又は孫については、十八歳未満であること。

三 兄弟姉妹については、十八歳未満又は五十五歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、廢疾の状態(別表第二の第七級以上の等級の身体障害がある状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の

心身の故障がある状態をいう。)にあること。

2 学校医等の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、学校医等の死亡の当時

その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第三章中第十七条を第二十五条とし、第十六条を第二十四条とし、第二十三章第十三条から第十五条までを削り、同章第十二条中「行う」を「行なう」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(死亡の推定)

第二十二條 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた

際現にその船舶に乗つていた学校医等若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた学校医等の生死が三箇月間わからない場

合又はこれらの学校医等の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に關

する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は学校医等が行方不明となつた日に、当該学

校医等は死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた学校医等若しくは航空

機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた学校医等の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの学校医等の死亡が三箇月以

内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合も、同様とする。

(未支給の補償)

第二十三條 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、

その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金につい

ては、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給する。

- 2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、第十一条第三項に規定する順序）とする。
- 3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。
- 第十一条の次に次の九条を加える。
- 第十二条 遺族補償年金の額は、一年につき次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 補償基礎額に三百六十五を乗じて得た額（次号において「補償基礎額の年額」という。）の百分の二十五に相当する額
- 二 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき補償基礎額の年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が補償基礎額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、補償基礎額の年額の百分の二十五に相当する額
- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。
- 3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。
- 第十三条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
- 三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した学校医等との親族関係が終了したとき。
- 五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき（学校医等の死亡の時から引き続き第十一条第一項第四号に定める廃疾の状態にあるときを除く。）。
- 六 第十一条第一項第四号に定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、学校医等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか又は学校医等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。）。
- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなるものとする。
- 第十四条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。
- 2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、

その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第十二条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。
(遺族補償一時金)

第十五条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一 学校医等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。一

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該学校医等の死亡に關しすで支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される一時金の額に満たないとき。

第十六条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、学校医等の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 学校医等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で主として学校医等の収入によつて生計を維持していたもの

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 学校医等が遺言又はその者の属する学校を管理する教育委員会に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第十七条 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して別に定める額とする。

2 第十二条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。
(遺族からの排除)

第十八条 学校医等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によつて遺族補償年金を受けられることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3 学校医等の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該学校医等の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けるときは、そのことができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、そ

の者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第十三条第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(年金たる補償の支給期間等)

第十九条 障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由を生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる補償は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項の規定により年金たる補償の支払を行なう場合には、当該補償の年額を十二で除して得た額に支払うべき月数を乗じて得た額を支払うものとする。

(年金たる補償の支払の調整)

第二十条 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減

額すべきであつた部分についても、同様とする。

別表第一中

七〇〇円	九三〇円	一、一五〇円	一、三六〇円	一、五七〇円
五二〇円	六九〇円	九三〇円	一、一四七〇円	一、三六〇円

を

七五〇円	一、〇七〇円	一、四〇〇円	一、八六〇円	二、三四〇円
五五〇円	七〇〇円	一、〇〇七〇円	一、三三五〇円	一、六八七〇円

に改める。

別表第二第四級の項中「九二〇」を「一六四」に改め、同表第五級の項中「七九〇」を「一四二」に改め、同表第六級の項中「六七〇」を「一一〇」に改め、同表第七級の項倍数の欄中「五六〇」を「一〇〇」に改め、同項身体障害の欄中第一〇号を第一三号とし、第九号を第一二号とし、第八号を第一一号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 一上肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

一〇 一下肢に仮関節を残し、著しい障害を残すもの

別表第二第七級の項身体障害の欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務には服することができないもの

別表第二第八級の項身体障害の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第一二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三及び別表第四を削る。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第四条第三項及び別表第一の規定は、昭和四十一年九月一日から、その他の規定は、昭和四十二年八月十七日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

第二条 昭和四十一年九月一日前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は同日前にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。ただし、この条例による改正前の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定による第一種障害補償及び休業補償であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、新条例第四条第三項及び別表第一の規定によるものとする。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第三条 適用日から五年以内に学校医等が死亡した場合における当該死亡に關し、遺族補償年金を受けける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支給に先だつて申し出たときは、補償基礎額の四百倍に相当する額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該学校医等の死亡に係る遺族補償年金は、次に掲げる額の合計額が当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- 一 一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額
- 二 一時金が支給された月の翌月から一年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五にその経過した年数(当該

年数に未滿の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額の合計額

3 第一項の一時金は、新条例の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

4 遺族補償年金の第二項の規定による支給停止は、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第二項第三号ただし書及び第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第三百四十四号)第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。

第四条 適用日以後当分の間、新条例第十七条第一項の遺族補償一時金の額は、補償基礎額の四百倍に相当する額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額(新条例第十五条第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

- 一 新条例第十六条第一項第三号に該当する者(次号に掲げる者を除く。) 百分の百
- 二 新条例第十六条第一項第三号に該当する者のうち、学校医等の死亡の当時十八歳未滿若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は新条例第十一条第一項第四号に定める廢疾の状態にある三親等内の親族 百分の百七十五
- 三 新条例第十六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる者 百分の二百五十

(他の法律による給付との調整)

第五条 年金たる補償を受ける権利を有する者が、当該補償の事由となつた身体障害又は死亡について次の各号に規定する法律による給付の支給を受ける場合には、当分の間、新条例の規定にかかわらず、新条例の規定による年金たる補償の額から当該各号に掲げる給付の年額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減じた額を支給する。

- 一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による障害年金又は遺族年金 二分の一
- 二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の規定による障害年金又は遺族年金 二分の一
- 三 国民年金法の規定による障害年金(障害福祉年金を除く。)、母子年金(母子福祉年金を除く。)、准母子年金(准母子福祉年金を除く。)、遺児年金又は寡婦年金 三分の一

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三部」を「四部」に、「警備部」を「警備部 交通部」に改める。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(交通部の所掌事務)

第六条 交通部においては、交通警察に関する事務をつかさどる。

附 則

この条例は、昭和四十三年一月十日から施行する。

鳥取県職員公務災害補償に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

鳥取県職員公務災害補償に関する条例を廃止する条例

鳥取県職員公務災害補償に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十四号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。